

政府の規制改革会議は19日、死亡診断書の交付要件の緩和などを求める答申を安倍晋三首相に提出した。今月中に閣議決定される見通し。

答申では、医師のいない地域や医師の確保が困難な地域においては、看取りのために住み慣れた場所を離れ、病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるために遺体を長時間保存・長距離搬送する必要があることから、「患者や家族が不都合を強いられている」と指摘している。

その上で、医師による直接対面の診療経過から早晚死亡することが予測されているなど、5つの要件(表)を全て満たす場合に限り、医師の対面診察によらずに死亡診断書の交付を認めるよう、在宅看取りにおける規制の緩和を提言。今年度内に検討を開始し、来年度中に結論を得て必要な措置を講じるよう求めている。

表 医師の対面診察によらずに死亡診断書交付を認める要件

- ① 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されている
- ② 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意がある
- ③ 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にある
- ④ 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できる
- ⑤ 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や犯罪性の疑いがないと判断できる